

## 北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数等)

**第2条** 授業科目及び単位数等は、本学大学院学則別表2のとおりとし、学生は指導教員の指導に基づき履修する授業科目を決める。

2 前項の指導教員は、本学大学院担当教員のうちから各専攻において定める。なお、複数の指導教員による指導もありうる。

(単位の計算方法)

**第3条** 各授業科目の単位の計算方法については、本学大学院学則第27条の規定を準用する。

(履修方法等)

**第4条** 学生は当該年度始めに履修する授業科目を決め、指定の期日までに、電子登録により、もしくは教務課への履修届票の提出により登録しなければならない。

2 前項により、履修登録をするものは、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て登録する。

**第5条** 本学大学院学則第23条第2項により、他の専攻もしくは学部の授業科目を履修する者は、指定の期日までに教務課へ配当科目外履修願を提出しなければならない。

2 前項により、配当科目外履修願を提出する者は、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て提出する。

(評価手段)

**第6条** 各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用いる。

(単位の授与)

**第7条** 授業科目を履修した学生に対し、前条の手段により科目担当教員が判定し単位を授与する。

(成績の評価)

**第8条** 各授業科目の成績は、点数に応じて次の区分により評定する。

得点	成績区分	合否
80～100	優(A)	合格
70～ 79	良(B)	
60～ 69	可(C)	

0～ 59	不可(D)	不合格
-------	-------	-----

(課程の修了に必要な修得単位数)

**第9条** 課程の修了に必要な修得単位数は、次の付帯条件を含め本学大学院学則第31条及び別表2の定めによる。

研究科	専攻 (修士課程)	付帯条件
工学研究科	機械工学専攻	指導教員の指導により、機械工学特別演習(2単位)、機械工学特論ゼミナール(8単位)を含め30単位以上を修得すること。
	電気電子工学専攻	指導教員の指導により、電気電子工学特別実験(4単位)、電気電子工学特論ゼミナール(8単位)を含め30単位以上を修得すること。
	情報工学専攻	指導教員の指導により、情報工学特別実験(4単位)、情報工学特論ゼミナール(8単位)を含め30単位以上を修得すること。
	建築学専攻	指導教員の指導により、特論のうち8単位、特別演習のうち8単位、建築学特論ゼミナール8単位を含め30単位以上を修得すること。
	都市環境学専攻	指導教員の指導により、都市環境学特別演習(6単位)、都市環境学特論ゼミナール(8単位)を含め30単位以上を修得すること。
保健医療学研究科	看護学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、看護共通科目の必修4単位、指導教員が担当する専門科目の4単位と看護学演習の必修2単位及び研究科目の必修10単位を含む30単位以上修得すること。
	リハビリテーション科学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、領域共通科目の必修4単位、研究科目の8単位を含む30単位以上修得すること。
	医療技術学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、研究科目の8単位を含む30単位以上修得すること。

研究科	専攻 (博士後期課程)	付帯条件
工学研究科	工学専攻	共通科目の必修6単位、専修科目から4単位以上選択必修のうち、工学特別研究12単位を含む22単位以上を修得するとともに、博士論文を提出し、論文審査、論文公開説明会及び口頭試問による修了試験に合格すること。

保健医療学研究科	保健医療学専攻	<p>共通科目4単位及び研究科目12単位の必修科目16単位の他、指導教員の指導により、専修科目から自己の研究課題に即した分野の「特殊研究」2単位、展開科目から修了後の進路に応じた「研究開発」又は「大学教育」を選択し同系統の2科目4単位を含む合計24単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受け博士論文を提出し、学位論文の審査及び筆記又は口述による最終試験に合格すること。</p>
----------	---------	---

2 学部の授業科目を履修し授与された単位は、前項の単位数には含まない。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成2年7月30日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成23年10月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項は、博士後期課程及び平成28年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項は、2018年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。